

平成26年12月11日提出

熊本市軌道条例の一部改正について

熊本市軌道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成13年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「電車」を「本市の電車（以下「市電」という。）」に改める。

第2条第1項中「電車」を「市電」に、「無料とする」を「、無料とする」に改め、同条第2項中「電車」を「市電」に改める。

第5条第1項第1号ア中「の範囲内において」を「以内で」に改め、同項第6号ア(ア)中「電車」を「市電」に改め、「並びに自動車の指定区間」を削り、「以内の額」を「以内」に改め、同号ア(イ)中「電車及び自動車」を「市電」に、「以内の額」を「以内」に改め、同号イ中「電車」を「市電」に改め、「並びに自動車」を削り、「以内の額」を「以内」に改める。

別表中4の項から7の項までを削り、8の項を4の項とし、9の項を5の項とし、10の項を6の項とし、11の項を削り、12の項中「電車・自動車・他社電車・他社自動車共通夏休み子ども定期旅客運賃」を「夏休み子ども定期旅客運賃」に改め、同項を7の項とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提出理由)

自動車運送事業の廃止に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。